

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により生駒市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十四年九月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）スーパーセンターオークワ生駒店

所在地 生駒市上町四一三〇ー一ほか五十四筆

二 生駒市から聴取した意見の概要

1 立地に際し地元自治会をはじめ近隣住民と合意形成を図るとともに、市及び関係機関等と十分に協議を行い、周囲への環境及び安全に配慮すること。

2 道路交通渋滞等に関する事項

(一) 学研北生駒駅周辺は交通混雑する地区であるため、施設立地に当たっては関係機関と十分に協議し、周辺道路に影響を及ぼさないよう配慮すること。

(二) 主要地方道枚方大和郡山線（以下「県道」という。）及び付近道路は、近隣の真弓小学校の児童及び上中学校の生徒の通学路に当たるため、特に安全に留意し、県道に車が流入する場合に備え、交通誘導員を配置する等事故等が発生しない処置及び付近交差点が渋滞とまらない対策を講じること。

(三) 駐車台数及び駐輪台数を的確に把握し、利用者の増加に伴い必要台数が増えた場合は迅速に対応するとともに、スムーズな歩行者導線を確保すること。

(四) バリアフリーに配慮した対策を講じるとともに、近鉄けいはんな線高架下を利用した歩行者導線の確保についても検討すること。

(五) 市道奈良阪南田原線支線一号が接道する県道付近に計画されている横断歩道の位置については、生駒市道路計画との整合を図るとともに、住民意見を反映した上で、奈良県郡山土木事務所及び奈良県警と協議し、対応すること。

3 周辺環境に関する事項

(一) 生駒市まちをきれいにする条例を遵守し、たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨て防止について、従業員の啓発及び教育並びに消費者の啓発に努めること。また、事業所周辺及び地域的美観を保持し、快適な生活環境を確保するとともに、生駒市が実施する施策に協力すること。

(二) 夜間の防犯対策を図るため、事業者負担により開発区域内の防犯灯の設置及び

管理を行うこと。開発区域に隣接する道路等に防犯灯を設置しようとするときは、関係自治会と協議の上、計画書を作成し、生駒市環境政策課へ協議すること。

(三) 店舗開店後の騒音について、周辺の環境が損なわれないよう注意すること。特に、荷さばき施設における早朝の作業は、東側に隣接する住居に対して注意して行うこと。

(四) 食品加工場等計画について、面積、グリストラップの数、容量等を考慮した適切な配置及び敷地周辺への悪臭対策に配慮すること。

(五) 周辺住民から騒音、振動、悪臭等の苦情があった場合は、必要に応じて対策を取る等、迅速に対応すること。

(六) 廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条及び生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、市の収集計画に従うこと。

(七) 廃棄物の再生利用等を行い、その減量に努めること。事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、事業者の責任において処理することとし、生駒市清掃リレーセンタ―に搬入するか、又は市の許可業者に収集運搬を委託すること。産業廃棄物は、県の許可業者に収集運搬を委託すること。

4 その他

(一) 今後、大規模地震等の災害が発生する可能性があるので、以下の内容について検討すること。

(1) 地震発生に伴う陳列棚の転倒及び商品の散乱により、店舗内にいる人に危害が及ばないよう、店舗内の商品配置について安全対策を講じること。

(2) 災害発生時には、近隣住民の一時避難場所として提供できるよう検討すること。

(3) 災害が発生した際に冷静な対処ができるよう、店舗職員を対象とした防災訓練、防火講習等を実施すること。

(4) 大規模災害が発生した際に、店舗職員が帰宅できない場合であっても、数日間過ごすことができる装備及び物品の備蓄を行うこと。

(二) 環境負荷の少ない事業活動を実践するため、太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの導入を検討すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

四 縦覧期間

平成二十四年九月十一日から同年十月十一日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで